

## 付1 三重県消費者物価指数の概要

### (1) 指数の性格

三重県消費者物価指数は、三重県の消費者世帯（単身者世帯を除く。）の購入する各種の商品とサービスの価格を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。

### (2) 指数の対象範囲及び指数组品目

三重県消費者物価指数は、一般消費者世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出（信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金は除外）を対象としている。

したがって、非消費支出（所得税や社会保険料など）及び実支出以外の支出（貯金、有価証券購入などの貯蓄、土地・住宅などの財産購入など）は指数の対象に含まれていない。

指数に採用する品目は、家計支出上で重要度が高く価格変動の面で代表性があるもの約510品目を選定した。

なお、持家の住宅費用については、持ち家の住宅を借家とみなした場合支払われるであろう家賃相当額を帰属家賃として組み入れている。

### (3) 基準時及び基準時価格

基準時は平成22年（暦年）の1か年である。基準時価格は市別・品目別の指数作成において基準となる価格で平成22年1月から12月までの12ヶ月の比較時価格を単純平均（ただし生鮮食品は、月別ウエイトによる加重平均）したものである。

### (4) 比較時価格

月々の市別・品目別の平均価格を算出し、これを比較時価格( $P_t$ )として指数計算に用いる。 $P_t$ を基準時価格( $P_0$ )で除したもの( $P_t/P_0$ )が市別・品目別の指数となる。

### (5) 指数算式

算式は基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）である。

基準時価格 $P_0$ 、比較時価格 $P_t$ 、ウエイト $W_0$ とすれば比較時の指数 $I_t$ を求める算式は次のとおりである。

$$I_t \text{ (指数)} = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{P_{ti}}{P_{0i}} W_{0i}}{\sum_{i=1}^n W_{0i}} \times 100 \quad (i: \text{品目}, n: \text{品目数})$$

## (6) 価格資料

価格は小売物価統計調査(付2)における小売価格である。

## (7) ウエイト

ウエイトは、家計調査によって得られた市町村別の品目別消費支出金額を用いて作成している。(平成22年平均の二人以上の世帯1ヶ月間の1世帯当たりの品目別消費支出金額)

## (8) 指数の構成

総合指数と、10大費目指数、及びこれを細分化した中分類指数を作成している。また、作成範囲は、平成21年10月からは三重県5市(津(平成18年1月に市町村合併)、松阪、桑名(平成12年1月に伊勢市から変更)、伊賀、尾鷲)平均となっている。なお、津市・松阪市・桑名市・伊賀市については、市町村合併前の旧市地域を作成範囲としている。年平均については、平成21年までは4市平均、平成22年以降は5市平均で算出している。

## (9) 指数の計算

指数の計算は、まず市別に行う。品目別価格指数( $P_t/P_0$ )を品目別ウエイトにより前述の指算式にて加重平均して最小類の指数を算出し、次にこれらの最小類指数をそれに対応する類ウエイトにより加重平均して上位類の指数を算出、以下同様に中分類、10大費目、総合の順に積み上げる。

三重県平均指数は、市別指数を市別に設定した都市間ウエイトに加重平均して求める。

## (10) 上昇率の計算

ある時点の指数(A)とこれより前のある時点の指数(B)との間の上昇率の計算式は、次のとおりである。

$$\text{上昇率} (\%) = \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$$

## (11) 寄与度の計算

総合指数が前年(前月)に比べ上昇(下落)した場合、各費目(品目)の指変動がどの程度影響を与えたかを見るもので、各費目の寄与度を合計すると総合指数の上昇率になる。

$$\text{寄与度} = \frac{\text{本年のA費目指数} - \text{前年のA費目指数}}{\text{前年の総合指数}} \times \frac{\text{A費目ウエイト}}{\text{総合ウエイト}} \times 100$$

## (12) 寄与率の計算

寄与度を、総合指数の上昇率を 100 %とした構成比(100 分比)で示したものである。

なお、上昇率が 0 の場合には寄与率は求められない。

$$\text{寄与率} = \frac{\text{A費目の寄与度}}{\text{総合指数の上昇率}} \times 100$$

## (13) 「持家の帰属家賃」とは

消費者物価指数のウエイト作成に用いる家計調査では、世帯が住宅を購入した場合、その費用は財産購入（資本の蓄積）とみなし、消費支出には計上しない。

しかし、自己が所有する住宅に居住した場合、具体的な家賃の支払いはないものの、所有する住居から受けるサービスを自分自身で生産し、消費していると考えることができる。

このサービスの額を一般市場価格で評価し、家計部門の支出に計上するのが「持家の帰属家賃」の概念である。

## (14) 変化率の取扱い

基準年の前年比の変化率については、旧基準年の公表値とし、接続指数による再計算を行わない。基準年の前年比は、旧基準における指数値によって計算されたものとする。したがって、変化率は接続指数で計算したものとは必ずしも一致しない。

※ 調査品目及び指数作成上の品目別ウエイト(県平均)は、付 3 に掲載。

## 付2 小売物価統計調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃を調査し、これに基づいて、物価水準の変動を測定するための消費者物価指数、その他物価に関する資料を作成し、消費生活に関する経済諸施策の基礎資料を提供することを目的とする。

### (2) 調査地域

三重県消費者物価指数に用いる価格調査地域は、平成21年10月からは5市（津（平成18年1月に市町村合併）、松阪、桑名（平成12年1月に伊勢市から変更）、伊賀、尾鷲）で行っている。なお、平成16年10月15日付官報告示時点の市町の範囲で調査を行っているため、津市・松阪市・桑名市・伊賀市については、市町村合併前の旧市地域が調査対象地域となっている。

調査地区は、各調査市町において、財及びサービスの価格を調査する「価格調査地区」及び民営借家の家賃等を調査する「家賃調査地区」を設定している。価格調査地区では、調査品目ごとに地区内で最も代表性のある小売店舗及びサービス事業所を調査店舗として選定している。家賃調査地区では、地区内にあるすべての民営借家を対象としている。

### (3) 価格報告者

各調査地域内において、各調査品目に対して販売量の最も多い小売店舗、または事業所等（以下「店舗」という。）複数の店舗の事業主を価格報告者としている。

### (4) 調査日

毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日について調査している。また、生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物（一部を除く。）については、5日、12日及び22日を含む各週の水、木、金曜日のうちいずれかの日を含む前3日間の中値を調査している。

### (5) 調査品目

家計支出上重要な約510品目を調査している。これらの品目については、基本銘柄及び調査単位を指定しており、品目の性質により6種類に区分し、区分及び都市の規模により調査地区や価格取集数（調査する店舗の数）などを設定している。

### (6) 調査価格

指定した店舗で実際に販売されている正常価格を調査している。廉売価格、災害などが原因の一時的な異常価格、月賦販売多量販売による特殊価格および中古品の価格は調査しない。